

デイサービスセンター樹蔭 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人さわらび会が開設するデイサービスセンター樹蔭（以下「事業所」という）が介護保険法に基づく第1号通所事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「第1号通所事業従業者」という）が、要支援状態等にある高齢者及び事業対象者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の第1号通所事業従業者は、要支援状態等の心身特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等を目的として、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスセンター樹蔭
- 二 所在地 高知市五台山 3780 番地 1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- 三 看護職員 1名以上
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- 四 介護職員 常勤 4名以上、非常勤 2名以上
介護職員は、第1号通所事業の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。
- 五 機能訓練指導員 常勤 1名
機能訓練指導員は、利用者が日時要生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月2日まで及び敬老の日を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間 午前9時30分から午後3時45分
- 三 併設施設の電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日45名とする。

(第1号通所事業の内容)

第7条 第1号通所事業の内容は、指定居宅介護支援事業者又は利用者本人等の作成した介護予防サービス又は介護予防サービス・支援計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、介護予防サービス又は介護予防サービス・支援計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち、事業所と利用者等との相談(確認)によって選定し、サービスを行うものとする。

- 一 身体の介護に関すること
日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
 - ア. 排泄の介助
 - イ. 移動、移乗の介助
 - ウ. 通院等の介助その他必要な身体の介護
- 二 入浴に関すること
家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
 - ア. 衣類着脱の介助
 - イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ. その他必要な入浴の介助
- 三 食事に関すること
給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。
 - ア. 準備、後始末の介助
 - イ. 食事摂取の介助
 - ウ. その他必要な食事の介助
- 四 アクティビティ・サービスに関すること
利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援(支援)や家庭での日常生活に必要な基礎的サービス(訓練)及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換を図れるよう各種サービスを提供する。
 - ア. レクリエーション
 - イ. グループワーク
 - ウ. 行動的活動
 - エ. 体操
 - オ. 機能訓練
 - カ. 休養(静養)
- 五 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

ア. 移動、移乗動作の介助

イ. 送迎

六 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

ア. 日常生活動作訓練の相談、助言

イ. 日常生活自助具の利用方法の相談、助言

ウ. 住宅改良に関する相談、助言

エ. その他の必要な相談、助言

(第1号通所事業の利用料)

第8条 第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、各保険者が定める額によるものとし、当該第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

2 食費 昼食（おやつ代含む） 650円

3 オムツ代 実費

4 前各号に掲げるものの他、第1号通所事業の中で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、高知市、南国市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は本運営規程を遵守するものとし、当該事業者がこれを変更する場合は事前に説明することとする。

2 利用者は事業の施設、設備、敷地その本来の用途に従って利用するものとする。

3 前2項を遵守できない場合には、利用契約を解除できるものとする。

(介護予防通所介護計画の作成等)

第11条 事業所は、介護予防サービス又は介護予防サービス・支援計画が立てられている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの「(介護予防)通所介護計画」を作成し、利用者、家族に説明する。

2 事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第12条 通所介護従業者は、第1号通所事業を提供した際には、その提供日及び内容、当該第1号通所事業について、介護保険法第41条第6項、法第53条第5項又は法第115条の45の3第3項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が保持するサービス提

供記録書に記載するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 通所介護従業者等は、第 1 号通所事業を実施中に、利用者の病状等に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生防止の取組)

第 14 条 事業所は、事故の発生防止又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 一 事故発生防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。
- 二 事故発生防止のための指針を整備する。
- 三 職員に対し、事故発生防止のための研修会を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第 15 条 利用者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

- 2 事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

(非常災害対策)

第 16 条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、定期的避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(虐待防止の取組)

第 17 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 職員に対し、虐待の防止のための研修会を定期的実施する。
 - 四 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、職員又は養護者（入所者の家族又は現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体拘束廃止の取組)

第 18 条 事業所は、施設サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
 - 一 身体拘束廃止委員会を設置する。
 - 二 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由等を記録する。

三 利用者又はその家族等に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(第1号通所事業の利用契約)

第19条 本会は、第1号通所事業の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して第1号通所事業サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし、緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(衛生管理及び第1号通所事業従業者等の健康管理等)

第20条 事業所は、第1号通所事業に使用する用備品を清潔に保持

し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年一回以上の健康診断を受診させるものとする。

(感染予防の取組)

第21条 事業所は、利用者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 職員に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修等を実施する。

(秘密保持等)

第22条 第1号通所事業従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、第1号通所事業従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、第1号通所事業従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、第1号通所事業従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第23条 管理者は、提供した第1号通所事業に関する利用者からの苦情に関して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を2名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第24条 本会は、利用者に対する第1号通所事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第25条 事業所は、第1号通所事業従業者等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回

2 第1号通所事業従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたと

きは、これを提示するものとする。

- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調査、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 4 事業所は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優位的な関係（上司、利用者、家族等）を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するためのハラスメント防止規程等の必要な措置を講じる。
- 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人さわらび会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

- 2.この改正は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。
- 3.この改正は、平成 20 年 7 月 4 日から施行する。
- 4.この改正は、平成 22 年 8 月 16 日から施行する。
- 5.この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 6.この改正は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。
- 7.この改正は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
- 8.この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 9.この改正は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
- 10.この改正は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 11.この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
12. この改正は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
13. この改正は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
14. この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。